

IFLA Guidelines for Library Services to Children aged 0-18

「IFLA 0歳から18歳の子ども向け図書館サービス・ ガイドライン（仮訳）⁽¹⁾」（2018年6月）

IFLA 児童青少年委員会⁽²⁾ 著
キャロリン・ランキン 責任編集
沼尻 直美・山際 史子・井上 靖代 編訳

目次

はじめに

このガイドラインでの年齢層

パートA 児童図書館の使命と目的

児童図書館の使命

目的

到達目標

政策（方針）決定

パートB 人的資源

(1) 本原稿は2018年6月に公表された IFLA 児童青少年委員会作成 IFLA Guidelines for Library Services to Children aged 0-18の仮訳である。2019年度春学期開講科目「情報サービス研究Ⅲ（児童サービス）」での教材として受講生自身が翻訳し、学習したものである。IFLA 児童青少年委員会の日本代表委員と原編著者、それに日本図書館協会児童青少年委員会の承認を得て、仮訳を公表するものである。なお、2019年度内に日本図書館協会児童青少年委員会から翻訳が出版される予定となっているので、日本語での正規翻訳はそちらを参照してほしい。

(2) Libraries for Children and Young Adults Section 児童青少年委員会は、International Federation of Library Associations and Institutions（略称 IFLA）国際図書館連盟での組織内にある5部門の活動部会 Division、そのなかの部門3（図書館サービス）に属する委員会 Section である。活動内容やプロジェクトなどについては委員会の HP を参照してほしい。
<https://www.ifla.org/libraries-for-children-and-ya>（2019.08.10確認）

人事

児童図書館司書の教育と育成、訓練

倫理的基準と価値

資金と予算の運営と財源

財源

協力と共同援助

パートC 資料構築と管理

資料種別

資料構築と資料構築方針

物理的・電子的情報源

児童図書館での技術

パートD 集会行事の企画と地域社会への広報活動

パートE 場としての設計と歓迎される場所の創造

年齢層の範囲

家具および備品

照明

サインと動線の発見

図書館の場へのアクセスの容易性

健康と安全

利用者との協議

パートF マーケティングとプロモーション

パートG 評価と影響

参考文献

.....

はじめに

国際図書館連盟 IFLA の児童青少年員会 Libraries for Children and Young Adults Section では、2003年に出版され、子どもへの図書館サービスのよい手本となってきた児童図書館サービスのガイドライン *Guidelines for Children's Libraries Services* の改訂に着手してきた。この IFLA の基準は国際的に評価され、出版され、定期的にその文書内容が最新のものに変えられてきた。それぞれの内容はその時期にあわせ同意されてきた原則であり、ガイドラインであり、個々の活動やサービスに関するベストの実例あるいはモデルとなってきた。

世界中の公共図書館の現状には大きな差異があることは認識されている。多くの児童図書館員にとって、この IFLA のガイドラインは強く求められるものであり、基本的な資料を準備し、読書をすすめるために努力していくためのものである。このガイドラインは単にあらゆる可能性を秘めている子どもたち向けの図書館サービスを企画するための仕組みというわけではない。発展途上国や中程度の経済力がある産業開発国では、社会的、文化的、そして経済的に異なる環境で大きな差異があることを認識しつつ、これらのガイドラインは何がふさわしいのかを提案するものである。公共図書館ごとにサービスするコミュニティが異なり、それによって優先順序や要望が異なる。この IFLA による「0歳から18歳の子どもの向け図書館サービス・ガイドライン」では、世界のあらゆる地域で子ども向け図書館サービスを発展あるいは改善の支援として活用される。

これらのガイドラインでは、情報やリテラシー、読書といった子どもたちのニーズと権利について国際的な図書館界にガイダンスをおこなうことで、あらゆる可能性をもつ子どもたちに効果的な図書館サービスをさらに発展させるように喧伝し支援するものである。その意図するところは、公共図書館がこのデジタル社会において高品質の子どもへのサービスを実施することを支援し、現代社会における変わりつつある図書館について認識してもらうことにある。IFLA のグローバルビジョン⁽³⁾での議論は、リテラシーや学び、そして読書を支える核となる役割を深く果たしており、自分たちのコミュニティに焦点をあてていることを示している。教育と普遍的な識字能力の質は、「持続可能な開発のための国連2030アジェンダの変革」⁽⁴⁾の視点に関わるものと認められる。

この改訂版ガイドラインは、児童図書館サービスと図書館活動行事を戦略的に企画し実行するために最新の知識と専門的内観を提供するものである。これらのガイドラインは、現場の図書館員や図書館スタッフ、図書館管理職、運営管理者、学生、それに図書館情報学の教師に向けたものである。このガイドラインは図書館運営の政策決定者や図書館政策立案に携わる人たちに知らしめるものでもある。この情報は子どもたちがその保護者向けに識字や読書活動を支援している非営利団体（NGO）にも有益となる。

(3) *IFLA Global Vision* グローバル・ビジョン <https://www.ifla.org/globalvision> (2019.09.28 確認)

(4) *United Nations 2030 Agenda for Sustainable Development*. 持続可能な開発のための国連2030アジェンダ (2015)

英文 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101401.pdf> (2019.09.28確認)

日本語訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf> (2019.09.28確認)

このガイドラインでの年齢層

「子どもの権利条約」(UNCRC)⁽⁵⁾では、子どもを18歳以下と規定しており、このガイドラインでは特に0歳から18歳を対象とする。このことは乳幼児や児童、ヤングアダルト向けの資料やサービス活動を含むことになる。このガイドラインで児童図書館員というのは、乳幼児担当の図書館員からヤングアダルト担当の図書館員を含むことになる。

児童図書館は、非営利的な公共の場所において、地域のコミュニティのあらゆる人々にサービスと図書館行事を提供する。このことは、人種や宗教、性別、文化的背景、社会経済的状況、知的あるいは身体的能力に関わらず、あらゆる子どもたちを包括している。このガイドラインでは幅広い年齢層を対象としているので、子どもと大人の間層である‘ヤングアダルト’というターゲット層では重なる部分が出てくる。12歳から18歳の年齢層では、ヤングアダルト・サービスとして表現される範囲である。この範囲では、18歳を超える年齢層も含むかもしれない。それぞれの図書館で、ヤングアダルトとしている対象層が文化的背景や国によって異なることもありうるだろう。

重要なことを示しておくとして、児童図書館は、使命と目的が異なる学校図書館とは同じではないということである。公共図書館と学校図書館は、子どもたちに図書館サービスを伝え、将来にわたって学んでいくという同様の目標を相互に共有しているが、コミュニティとしてのニーズは異なっている。学校図書館についてさらに知りたい場合には、「IFLA 学校図書館ガイドライン」*IFLA School Library Guideline* (2015)⁽⁶⁾を参照してほしい。

パート A 児童図書館の使命と目的

児童図書館の使命

児童図書館の使命は、情報、学習、文化を中心として利用者に貢献し、多言語文化地域でも十分な情報、プログラムなどを提供することである。子どもの能力や学習、読書などを助けることがこの使命達成の中心であると普遍的に考えられている。

(5) United Nation Convention on the Rights of the Child (UNCRC) 子どもの権利条約 (1989) ユニセフ https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html (2019.09.28確認)

IFLA School Library Guideline (2015) IFLA 学校図書館ガイドライン IFLA School Libraries Section Standing Committee. 2nd revised ed. IFLA, 2015.

(6) <https://www.ifla.org/files/assets/school-libraries-resource-centers/publications/ifla-school-library-guidelines.pdf> (2019.09.28確認)

目的

児童図書館の目的は、あらゆる年齢の子ども達のニーズとその能力や教育、個人の発達環境にあわせ、多様な媒体で、図書館資料や図書館サービスを提供することである。これにはレクリエーション活動や娯楽も含まれ、子どもの健康や福祉の支援までも含まれる。図書館がこのサービスを子どもに提供することで、子どもに幅広く様々な知識、考え、意見に接することができるようになり、民主的な社会の発展と持続において重要な役割を果たすことになる。

「子どもの権利に関する国際連合条約」(UNCRC)⁽⁷⁾では、子どもと若者に関連した図書館の方針と実践を発展させるための支援を示している。条約は子どもの生活のあらゆる側面を網羅した54の条項からなり、あらゆる場所で、すべての子どもがもつ市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利が定められている。子ども達は図書館の情報や教育や司書などに信頼を置くべきであり、児童図書館員は識字率向上に重要な役割を果たし、識字と読書の重要性に関する情報を広めるために、子どもの権利を促進する最前線にいる。普遍的な識字能力は「持続可能な開発のための国連2030アジェンダ」⁽⁸⁾のビジョンの中で認識されている。すべての人々が言語、識字能力、読書力を発達させる機会は重要である。これらを発達させるため、有意義な資源へのアクセスを子どもとその保護者に提供することは児童図書館の重要な役割である。

到達目標

- ・すべての子どもが情報、識字能力、文化の発展、生涯学習、創造的なプログラムを余暇に利用する権利を促進する。

(7) United Nations Convention on the Rights of the Child (UNCRC) 子どもの権利に関する国際連合条約

<https://www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/crc.aspx> (2019.08.25確認)

この条約は1989年国連総会で採択、翌1990年に発効。日本は1994年に批准した。日本語訳については2種類ある。

外務省「児童の権利条約」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> (2019.08.10確認)

日本ユニセフ協会訳「子どもの権利条約」https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html (2019.08.10確認)

(8) United Nations 2030 Agenda for Sustainable Development. 持続可能な開発のための2030アジェンダ (SDGs) 2015年国連総会にて採択。ミレニアム開発目標 (MDGs) の後継であり、17の目標と169のターゲットからなる。開発目標を設定する前文としての文書で、普遍的識字 universal literacy の必要性について述べている。

英文 https://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/L.1 (2019.08.10確認)

日本語訳 (外務省) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf> (2019.08.10確認)

- ・さまざまな適切な資源とメディアへのアクセスを提供する。
- ・デジタルスキルを評価・判断できる能力をつける。
- ・文化的余暇活動のプログラムを提供することで、読書能力向上を助ける。
- ・子ども、親、および保護者にさまざまな活動を提供する。
- ・子どもの障がいに取り組み、自由と安全を擁護する。
- ・子どもが自信を持ち、個人と市民として確立する手助けをする。
- ・地域社会とのパートナーシップを円滑に進めるために、経済的に不利な立場にある可能性のある支配的な集団の端にいる人々も含め、地域社会のすべての子どもたちとその家族にプログラムとサービスを提供する。

政策（方針）決定

管理とは、方針とその実施を確立し、注視していくことである。児童図書館設立の趣旨が適切であるか否かを明確にし、児童図書館の目的についての方向性を明確にすることが重要である。良い管理とは、十分に信頼して忠実に行い、分かりやすい形で外部に公開し、標準的な組織として正確に活動することが重要である。十分に提供するためには立法化し、適切な財政補助が必要となる。

児童図書館の管理者は、財務管理、データ保護、健康と安全、および児童保護と保護に関する法律を含む、図書館の運営に影響を与えるすべての法律を知っておく必要がある。適切なレベルの資金は、サービス提供のための方針を策定するために、児童図書館活動の成功に不可欠な要因となる。そして、利用可能な資源を最も効果的に活用する。これには、管理のもうひとつの側面である、資源に対して責任を持つという優れたスチュワードシップ⁽⁹⁾が含まれる。子どもやその家族の生活に大きな効果をあげるには、政策を実行しなければならない。

パートB 人的資源

人事

児童図書館司書には、さまざまな資質と能力が必要となる。対人関係能力、社会的配慮、チームワーク、リーダーシップ、実務に求められる専門的技能と、実際の実施過程での適正性などである。専門的知識や発達心理学知識などを持った専門的スタッフをそろえることが重要である。効果的に、かつ専門的に活動する児童図書館司書は、計画の策定、計画、組織化、実行、運営、評価などを行い、さらに地域社会に貢献しているか

(9) スチュワードシップとは、責任をもって管理運用することを意味する。

否かが問われる。加えて、社会的経済的状況、文化、階級、言語、性別、性的指向、能力、その他の多様性によってもたらされる障がいを取り除く支援をすることも必要である。

IFLA 児童青少年委員会⁽¹⁰⁾では、効果的で有能な児童図書館の司書とは、以下のよう
な力をもつ者と考えている。

- ・子どもの発達や心理の理論、コミュニケーション、言語、識字能力などを理解する。
- ・地域社会での子どもと家族のニーズを理解する。
- ・地域社会のすべての子どもたちのニーズに合わせるために、楽しく魅力的なさまざまなプログラムや活動を設計し、効果的に提供し、評価する。
- ・現代の子ども達の文化、ゲーム、音楽、映画、デジタルコンテンツなど子どものコレクションに関連する全てを包括的に、また、多様性に貢献する材料など、児童図書館司書は子どもの資料に反映する、現代の子ども達の文化に関する支援と知識を示し、実践するようにしている。
- ・新しく登場した技術、電子資料の世界（デジタルワールド）、ソーシャルメディアの動向、およびそれらが子どもの図書館サービスに与える影響について常に情報を提供する。
- ・図書館の情報資源、プログラム、活動への参加に簡単にアクセスできるようにするために、子どもと家族を歓迎して入りやすく活動しやすい環境を支援する。
- ・地域社会の関与と協力体制の構築を促進する。
- ・共通の目標を達成するために、地域社会の子どもたちとその家族にサービスする他の組織と連携してコミュニケーションをとり、協力する。
- ・子どもとその家族と共に効果的にコミュニケーションをとる。
- ・児童図書館サービスにとって目標を設定し、計画をたてて、優先順位を決める。
- ・児童図書館司書にとって優先する目標を伝え、同僚と共に効果的に創造性を持って活動する。
- ・計画、運営、統括を行い、児童図書館のサービス目標に合致するように予算源を評価する。
- ・自己評価を実践し、自分も継続的な専門能力開発の機会に参加する。

コンピテンシー⁽¹¹⁾のさらなる例は、0歳から14歳までの子どもに公立図書館でサービスを提供する図書館員のためのコンピテンシー⁽¹²⁾を推奨する米国図書館協会（ALA）⁽¹³⁾

(10) Libraries for Children and Young Adults Section IFLA 児童青少年委員会。前掲

(11) ここでいうコンピテンシー competency とは、児童図書館員としての専門的能力を意味する。

の一部門である児童図書館サービス部会 (ALSC)⁽¹⁴⁾によって提供されている。また、ヤングアダルトサービス部会 (YALSA)⁽¹⁵⁾も図書館職員のための10代向けサービス能力⁽¹⁶⁾を発表している。

児童図書館司書の教育と育成、訓練

効果的な児童図書館サービスを提供するには、専門的な司書が必要であり、知識を更新していく必要がある。図書館司書は、利用者と図書資料の間の活発な仲介人である。専門職にふさわしい職業と司書教育を含み、十分なサービスを確保することが不可欠となる。1994年の「UNESCO/IFLA 公共図書館宣言」⁽¹⁷⁾でも、自分で継続して知識や能力を定期的に改善していく必要性について述べている。

「継続的な専門能力開発のための IFLA ガイドライン：原則とベストプラクティス」⁽¹⁸⁾は、個々の図書館と情報専門家が、継続的な知識とスキルの向上を追求することに主に責任があると述べている。

(12) *Competencies for Librarians Serving Children in Public Libraries* 公共図書館で子どもに奉仕する司書の能力

<http://www.ala.org/alsc/edcareers/alsccorecomps> (2019.09.06確認)

(13) *American Library Association* 米国図書館協会 (2019.09.06確認) ALA の使命：学習を強化し、情報へのアクセスを確保するために、図書館員の職業の開発、促進および改善のための方針を提供していくこと

(14) *Association for Library Service to Children* 児童図書館サービス部会

<http://www.ala.org/alsc/> (2019.09.06確認)

子どもへの図書館サービスの支援と強化を専門とする世界最大の組織であり、多くの継続教育プログラムを準備し児童図書館司書が参加することにより、専門的知識の共有とキャリアの成長を目的とする。

(15) *Young Adult Library Services Association* ヤングアダルト図書館サービス部会

<http://www.ala.org/yalsa/> (2019.09.06確認)

YALSA の活動使命とは、10代の若者が直面する課題を軽減し、すべての10代、特に最もニーズの高い10代の若者を図書館スタッフが成功と充実した人生へと導くことである。

(16) *Teen Services Competencies for Library Staff* 図書館職員のための10代向けサービス能力

www.ala.org/yalsa/sites/ala.org.yalsa/files/content/YALSA_TeenCompetencies_web_Final.pdf (2019.09.06確認)

(17) *IFLA/UNESCO Public Library Manifesto* UNESCO/IFLA 公共図書館宣言 (1994)

英文 <http://www.ifla.org/VII/s8/unesco/manif.htm> (2019.09.06確認)

日本語訳 <https://archive.ifla.org/VII/s8/unesco/japanese.pdf> (2019.09.06確認)

『図書館雑誌』Vol.89, no.4 (1995. 4)

(18) *The IFLA Guidelines for Continuing Professional Development: Principles and Best Practices*. 2nd ed. (2016) by Jana Varlejs.

<https://www.ifla.org/publications/node/11885> (2019.09.06確認)

雇用者は、スタッフの育成や教育について責任を果たすべきである。スタッフの訓練は十分な時間と予算の適切な配分が必要である。専門的な訓練を受けた専門の児童図書館司書を十二分に訓練するためには、奉仕のあらゆる分野で教育と訓練が必要である。これは文化の異なるすべての人種に対して、公平に児童サービスだけでなく、すべてのグループに提供するためのスタッフトレーニングが含まれる。児童図書館司書研修は、どの公共図書館教育プログラムのカリキュラムにも含まれるべきである。

倫理的基準と価値

児童図書館の司書は、子どもやその家族、地域の組織や同僚に対し、高い倫理的基準を維持する責任を持つ職である。能力や経歴に関わらず、すべての子どもと青少年達は公平な基準で扱われなければならない。司書は、知識やサービスの提供を公平に自由に受け入れ、献身的に行う。これは、IFLA グローバルビジョンレポート⁽¹⁹⁾のまとめに例示されている。児童図書館の司書は、展示方法や資料の選定方法、その提供の計画、地域の子どものサービス提供について、地域社会の意見に従い、個人の態度を表さず、資料に対する能力の適正を実証すべきである。

2012年の IFLA 理事会において、「IFLA 倫理綱領」⁽²⁰⁾が承認された、そこには、情報作業と個々の司書に対するガイダンスと倫理的提案が示されている。それには、児童図書館の分野を包括しており、その活動方針に適用される。

- ・ 情報へのアクセス
- ・ 個人と社会に対する責任
- ・ プライバシー、秘密性、透明性
- ・ オープンアクセスと知的財産
- ・ 中立性と個人の誠実性、そして専門職としての技能
- ・ 同僚と雇用者／従業員の関係
- ・ 関係例や詳細については、この文書を参照すること

(19) *IFLA Global Vision Report Summary* グローバルビジョン報告概要

<https://www.ifla.org/node/11905> (2019.07.22. 確認)

日本語版は以下のサイトで読むことができる。

<https://www.ifla.org/files/assets/GVMultimedia/publications/gv-report-summary-ja.pdf>
(2019.07.22. 確認)

(20) *IFLA Code of Ethics for Librarians and other Information Workers* IFLA 倫理綱領 (2012)

英文 <https://www.ifla.org/publications/node/11092> (2019.09.06確認)

日本語版 <https://www.ifla.org/files/assets/faife/codesofethics/japanesecodeofethicsfull.pdf>
(2019.09.06確認)

資金と予算の運営と財源

資金は図書館司書にとって最も大きな課題の一つであることが、「IFLA グローバルビジョン」⁽²¹⁾により示された。そして、児童図書館は図書館の価値と影響力を理解させ、資金決定を確保する必要がある。社会のニーズに合う、サービスと企画を提供するために、適切な予算を割り当てる必要がある。これは、地域の状況と児童図書館のために考慮することであり、児童図書館司書も外部団体と執行部に対し、十分な資金が出るための提案をすることも必要である。十分な資金は、児童図書館の成功にとってきわめて重要であり、図書館設立の時だけでなく、持続的な基本運営にも必須である。

長期計画的な資金の適切な基準なしでは、利用可能な資源の最も効果的な使い道を策定し、サービス規定のための政策を建てることは不可能である。多くの計画や企画の実行は、「これは非常に有効なアイデアだが、どのように支払っていくのか？」というところで煮詰めることができる。理想的には、児童図書館のスタッフは上級管理者と共に働き、予算をたて、地域社会の子どもへのサービスや有効な資金源の調達の選択について、責任をもつことである。児童図書館の司書は、児童図書館のニーズを特定し、予算計画を立てる方法を知っておくべきである。予算については、以下が必要である。

- ・親組織の予算編成プロセスを理解する
- ・予算の予定のサイクルを理解する。営業または収益を含み、現在の運営資金の年間基準を一般的に作成する
- ・予算計上の説明責任の過程に気をつける
- ・経理の責任者を知る

児童図書館の予算プランの構成内容については以下のとおりである（ただし、これらに限らない）。

- ・新しい資料（例えば、本、定期刊行物、おもちゃや遊具、マルチメディア、デジタル資料、ものづくり活動の設備⁽²²⁾など）
- ・新しい機器（タブレットや制御用モニター⁽²³⁾など）
- ・ICT 装置、ソフトウェアとライセンス代金⁽²⁴⁾（もし、それらが公共図書館の一般的

(21) 前掲

(22) Maker Space ミシンや3Dプリンタなどの機器を設置し、子どもの興味のある分野の知識・スキルを習得する支援を行っている。ここでは、物理的な工作に加え、デザイン、ビデオ、音楽制作など幅広い分野の創作活動ができ、室内は仕切りのないオープンスペースなどにし、子ども同士が互いの興味のある分野を越えて交流することができる。大小の違いはあるが、米国の図書館ではこのようなスペースを設けることは主流となっている。

(23) 液晶モニター・キーボードの部分

(24) ICT 装置に内蔵するソフトウェアや利用者の人数を満たすだけのライセンス契約が必要となる

な ICT 予算に含まれていない場合)

- ・ 経営上の資料の供給
- ・ イベントの計画と実行
- ・ 計画と実行のための資金
- ・ 宣伝広告の資金
- ・ 人材育成
- ・ 人件費
- ・ 賃貸、清掃、光熱費
- ・ 図書館運営費

などがある。

人件費や研修費用は児童図書館予算に含まれるが、市役所の人件費に含まれるほうがより適切である。児童図書館が何時間開いているか、サービスの質や幅によっても異なるので児童図書館司書はこれらのコストの見積もりに関与するべきである。

これらのことは、サービスの実行方法や計画の見直し、報告を注視し、評価する必要がある。予算がどのように使われたのかも包括して、年次報告で開示されるべきである。この年次報告では、児童図書館の計画と政策目標を達成する仕事を十分にカバーできる資料に金額が使われたかどうかを示すものである。年次報告は、利用者に強い影響を与えるような、計画と図書館サービスの質を備えているかを証明すべきである。

財源

公共図書館の財政は、幾種類かの資金源を活用するが、その割合は、それぞれの地方の地域要因によって異なる。第一は、課税と地方自治体に交付される補助金である。図書館司書は、事業資金のためになる追加収入源を探すべきである。例えば、金融機関や個人の私的な寄付、使用料や連携組織からの支援を得る宣伝活動から収入を得る。公共図書館司書は、行政からの財政支援だけでなく、地域や政府基金とは別の資金源から毎年確保しなければならない。

協力と共同援助

公共図書館は地域社会との連携が極めて重要である。なぜなら、広く親しみやすい場であり、基本的施設と友好的な設備である。他の施設との効果的で持続可能な連携の構築は、地域社会の能力あるすべての子どものために最高の施設やサービス、そして機会を確保するのに役立つ。児童図書館の司書は、生涯学習や生涯教育の点で、コミュニティーの最大限の参加と、取り組みを得るために、コミュニティーの代表権限者や組織と強力な連携で発展させ、共同で業務にあたるべきである。

協力することは、担当部局と総合的に設定した目的を達成するために、政策方針を持ち、それぞれの組織の持ち場で戦略的に取り組んでいける。図書館司書は、お互い伝統的に協力関係を持つ中で、共同社会での別の組織の職員と共に活動を発展させる。

児童図書館司書は、対象とする図書館利用者の集団について、十分な知識を持ち、多様なコミュニティが必要とする支援に働きかける必要がある。児童図書館司書は、読書や家族学習に基づき、地域社会からの要請に応じて、ひきこもりなど存在がわかりにくいグループに接触し、連携をうまく構築できると認識されている。地域社会の特徴は時代と共に変わっていくが、協力体制を構築する必要性やネットワークを一定に維持継続することは変わらない。図書館司書はコミュニティーに適合し、計画や意思決定は協力型・参加型にする方法に変えるように支援していく。

図書館職員は、子どもたちの必要性に応じて取り組むよう、コミュニティーの中のグループ間で協力体制を作り出す能力を持ち合わさなければならない。図書館のサービスが自然に地域社会の機関と業務提携していることを研究し、証拠として示さなければならない。例えば、各種学校や、青年団、病院（医者や小児科医）や他の健康施設や社会事業、地元企業、文化施設、ボランティア集団、NPO などである。協力することは、お互いの組織に多くの価値を付加する。特に、子どもやその家族の地域社会からの何らかの障壁を取り除き、読書の普及活動に関わることは、組織の価値を高める。コミュニティーにアウトリーチ・サービスをおこなうことは、新しい図書館利用の可能性を伸ばし、新しい利用者を増やすことに到達し発展することになる。これは、地域社会の子どもとその家族の必要性を援助し、サービスの改善と新規事業の提供と開発に導くことができる。児童図書館司書のために、以下の機会が地域社会から司書に提供される。

- ・ サービスする対象の子どもについて明確に把握する
- ・ 地域レベルで、言語的、経済的、文化的に多様なコミュニティメンバーのニーズと優先順位を特定する
- ・ 図書館とパートナー組織の両方で、新規および既存のプログラムにプロモーションの機会を提供する
- ・ すべてのパートナーにとってよいパートナーシップを結んでいく

などの機会が地域社会から司書に提供されるだろう。

就学前の子どもや幼稚園、その他多様な教育機関も、児童図書館司書にとって重要なパートナーである。児童図書館司書は、学校のためにさまざまな特別プログラムを提供すべきであり、以下のような内容が望ましい。

- ・ 図書館訪問⁽²⁵⁾

(25) 学校と連携し図書館体験として、図書館にきてもらう活動

- ・図書館の新環境計画の説明
- ・情報教育
- ・読書振興
- ・貸出サービス
- ・文化プログラム⁽²⁶⁾
- ・宿題クラブと宿題サポート⁽²⁷⁾
- ・作者のプレゼンテーション⁽²⁸⁾
- ・実務者が集うスペース⁽²⁹⁾

パートC 資料構築と管理

児童図書館は、あらゆる年齢層の必要性を満たすために、様々な形式で広範囲な発達段階にあわせた資料を提供すべきである。児童図書館の資料規模とその内容についての普遍的な標準は存在していない。しかし、図書館資料とサービスには、伝統的な資料と共にあらゆる種類の適切なメディアと現代的な技術を包括すべきである。様々な意見や価値観が、図書館の資料やオンラインで利用可能な資料に反映されなければならない。

公共図書館によってサービスが行われているすべての地域社会では、児童図書館の資料源を示すべきである。子どもやその家族が、図書館資料の選択に関わるべきである。資料は、最新のものであり、最良の状態であり、子どもたちの直感的にでも認識できるやり方で組織化されていなければならない。

資料の内容は多様で、地域に関連している必要がある。

- ・地域社会で話されているすべての現地の言葉の資料

(26) 例えば、業務提携している機関に図書館利用カードの提示で利用が可能になるなど(例：美術館・博物館など文化施設の利用)

(27) 多人種や多言語が混在している米国では、親の識字率が低く、また貧富の差も大きい家庭があるため、子どもの勉強を支援できない場合があり、図書館が無料でこどもの宿題のサポートを行うことは通常のこととして行われている。現在日本でも、多様化した社会において「子どもの貧困」が問題となっている。その対策の一環として公共図書館などが学校と連携して宿題サポートを行ったり、夏休みの宿題クラブなどを実施したりといった活動が行われつつある。この活動は教師を目指す大学生なども参加し、子どもだけでなく大学生にとっても有意義な機会となっている。

(28) 小説家の講演や文章の書き方ワークショップ、絵本作家による講演や画家による絵画教室などのイベント開催

(29) 実務者とは運営に携わる担当者達のこと。互いの機関運営の連携の方針を確かめ合う場として運営に携わる担当者達が話し合う会議室を設け、その他地域の機関で行うグループワークや会議に使用できるようにスペースを開放している。

- ・地元の作家やイラストレーターによって創作された資料
- ・地元の学校が求める内容を支援する情報源

多様な資料を提供することで得られる情報源を代表するものでなければなりません。

- ・例えば、性自認や、能力、社会経済的背景、性的指向、家族構成などの問題⁽³⁰⁾を包括して反映させること
- ・性別と人種のバランス⁽³¹⁾が取れていること

資料構築のための情報源の一つである IFLA の *The World Through Picture Books* 「絵本で知る世界の国々」⁽³²⁾ は、図書館員が選んだ世界中のさまざまな絵本を提供している。

図書館資料は、地域社会においてあらゆる子どもたちが、国際的に、そして地元の地

(30) 性自認とは「こころの性」とも呼ばれ、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念のこと。性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むこともある。性的指向とは、恋愛や性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）などがある。参考は法務省 HP http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00126.html (2019.09.04確認)

その他、経済的格差や様々な家族形態の在り方などを踏まえ、図書館はそれらの人達に情報を提供するために資料を収集する必要がある。

(31) *UNESCO Public Library Manifesto* UNESCO/IFLA 公共図書館宣言 (1994) に「公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない」とある。

(32) *The World Through Picture Books*. (IFLA Professional Reports 135) by Annie Everall and Viviana Quiñones (Eds.) The Hague: IFLA, 2013 ISBN 978-90-77897-61-4
<https://www.ifla.org/publications/ifla-professional-reports-135?og=51> (2019.07.27確認)

2015年に第2版が出版された。あわせて掲載されている絵本をセットにして、巡回展示している。このリストは児童青少年委員会と識字読書委員会（Literacy and Reading section）、それに IBBY（国際児童図書評議会）との合同プロジェクトである。国際子ども図書館では、世界43の国と地域から選定された資料365冊を展示会セット「絵本で知る世界の国々 IFLA からのおくりもの」として貸出している。

<https://www.kodomo.go.jp/event/lend/index.html> に詳しい (2019.07.29確認)

なお、日本からは次の10冊が選ばれている。『しっぽのはたらき』（福音館書店）、『かばくん』（福音館書店）、『だるまちゃんどてんぐちゃん』（福音館書店）、『11びきのねこ』（こぐま社）、『ぐりとぐら』（福音館書店）、『絵で読む 広島原爆』（福音館書店）、『やまんばのにしき』（ポプラ社）、『だいくとおにろく』（福音館書店）、『おつきさまこんばんは』（福音館書店）、『ぐるんぱのようちえん』（福音館書店）

域社会の文化を反映している高品質の新しい資料や情報源を確実に選び、進行中の基盤において評価され発展していることが重要である。

このことは、障がいのある子ども、LGBTQ +⁽³³⁾の子ども、友達を作ること⁽³⁴⁾、いじめを防ぐための資料など子どもたちのための多文化的な資料や情報源が含まれていることを示している。例えば、障がいのある登場人物がでてくるおはなしでは、障がいのある子どもが自分自身を前向きにとらえ、すべての子どもに今まで経験したことの無いことについて内面的に考えさせることになる。

以下の図書館資料は、一般的に児童図書館で提供されている場合があるが、必ずしもこのリストに含まれるものではない。

- ・すべての年齢層に適したフィクションとノンフィクション
- ・参考資料
- ・地域社会の第一言語の資料
- ・地域社会の少数言語の資料
- ・コンピューターゲーム
- ・おもちゃ
- ・ゲームとパズル⁽³⁵⁾
- ・音楽楽器
- ・学習資料⁽³⁶⁾
- ・オーディオブック
- ・知覚資料⁽³⁷⁾

(33) LGBT は、性的マイノリティー（性的少数者）のうち、「Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）」、「Gay（ゲイ、男性同性愛者）」、「Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）」、「Transgender（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）」の頭文字をとった言葉。「Q」は、「クエスチョニング（Questioning）」と「クィア（Queer）」の二つの意味を持っている。「クエスチョニング」とは、性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていないセクシュアリティを指し、「クィア」は現在、セクシュアルマイノリティを包括的に表す言葉である。LGBT にQを加えると、他のセクシュアリティも含むことができる単語として使用される。名前のついていない性やそれ以外の性を表す「+（プラス）」が追加された結果、「LGBTQ（+）」となっている。

(34) 友だちの作り方がよくわからない子ども向けの資料のこと。

(35) 例えば、井上奈智・高倉暁大・日向良和『図書館とゲームイベントから収集へ』（JLA 図書館実践シリーズ39）日本図書館協会 2018.10）では、図書館が人々の集う拠点となるための取り組みの一つとして、図書館活動にゲームを組み込む動きを紹介している。ゲームは子どもだけでなく大人やハンディを持った人も含むさまざまな人が参加できるツールであるとし、ゲームの定義や範囲を整理し、図書館サービスとしての実践的なノウハウ、図書館情報資源としてのゲームについて考察している。

- ・赤ちゃん用のトレジャーバスケット
- ・プログラミングのための機器、道具、材料⁽³⁶⁾
- ・図書館は、他の地域組織と協力して、発達学習教材（手話のDVD、点字の本など）などの資料を配布できる。

資料種別

資料は多様な形態で提供されるべきである。このリストがすべてではなく、新しい形態の資料が利用可能になるかもしれないが、以下の資料形態は児童図書館の資料に含まれるだろう。

- ・物理的形態（印刷媒体と電子媒体）では、図書やオーディオブック、漫画、雑誌、CD、DVD、ビデオゲーム、点字資料
- ・電子形態では、オンライン音楽や映画、電子書籍、教育的・娯乐的ソフト、地元や国際的な教育的情報音源のデータベース

資料構築と資料構築方針

それぞれの公立図書館システムでは、子どもたちのサービスのために明文化された資料構築と管理方法があり、図書館サービスを運営する組織によって方針化されている。この資料方針では、子どものための図書館資料構築と管理について一貫して取り掛かることを明言している。方針の文言は、将来にむけての計画の基礎を示すものであり、優先順位を決定する助けとなり、特に財政資源を分配する際に必要となる。

資料方針の明文化は、図書館の利用者、管理者や資金提供団体に対し、図書館にとっての事例を設定するのに役立つ。この文言は、組織の明言された目的や同意された目標の説明責任や公約を実施する際の支援となる。

資料構築の詳細については、「理想の公共図書館サービスのために：IFLA／

(36) 日本の公共図書館では、学習参考書や問題集を収集し提供していない館が多いが、貧困家庭の子どものことを考えると必須資料となる。例えば、鳥取県立図書館では子どもの貧困対策として、従来は収集していない学習参考書や問題集の館内配備などを実施している。

（毎日新聞 2017.03.16 「貧困対策 県立図書館も／各機関と連携 学習支援、視野に」鳥取26面）

(37) 知覚資料 Sensory materials とは、幼児向けの感覚で使う事ができる資料をさす。

(38) 例えばドイツの公共図書館（ベルリン）では、プログラミングを学ぶプログラムが実施されている。

参照：Benjamin Scheffle and Christiane Bornett. “Mixing it up! Coding in classical reading promotion” IFLA 2019 Session 274 Digital Opportunities and Challenges for Library Services to Children and Youth-Libraries for Children and Young Adults 29. 08. 2019 <http://library.ifla.org/2556/1/274-scheffler-en.pdf> (2019.09.10. 確認)

UNESCO ガイドライン」 *The Public Library Service: IFLA/UNESCO Guidelines for Development* (2001)⁽³⁹⁾ の 4 章を参照してほしい。

物理的・電子的情報源

児童図書館の物理的および電子的情報源には、施設、備品、および情報源のコレクションが含まれる。可能な限り、資料はダウンロードできるようにしなくてはならない。図書館の Web サイトとデジタルコンテンツ製品は、WCAG 2.0 (*Web Content Accessibility Guidelines*)⁽⁴⁰⁾ に準拠している必要がある。アダプティブテクノロジー⁽⁴¹⁾を使用するユーザーには、機器やサービスの使いやすさをテストするよう依頼することを勧告しておく。

児童図書館員は、印刷媒体を読むことに障がいのある人に役立つ特別な図書館⁽⁴²⁾と協力して、図書館で子どもが追加資料を利用できるようにするか、宅配などを検討する必要がある。これらの図書館はまた、特別に設計された、完全に利用可能な図書館目録およびデジタルコンテンツ製品を提供している可能性がある。

(39) *The Public Library Service: IFLA/UNESCO Guidelines for Development* (2001)

<https://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/archive/the-public-library-service/publ97.pdf> (2019.07.27確認)

4章で Collection development 資料構築について記載している。日本語訳は『理想の公共図書館サービスのために：IFLA/UNESCO ガイドライン』(国際図書館連盟公共図書館分科会ワーキング・グループ編、山本順一訳 日本図書館協会、2003)。なお、2016年2月22日、“IFLA Public Library Service Guidelines” (2nd edition) の邦訳版『IFLA 公共図書館サービスガイドライン 第2版』が、国際図書館連盟 (IFLA) のホームページで公開されている。4章は「資料コレクションの構築」。詳細は、リステイー・クーンツ、バーバラ・グビン編、山本順一監訳『IFLA 公共図書館サービス ガイドライン 第2版—理想の公共図書館サービスのために—』日本図書館協会、2016

(40) WCAG 2.0 *Web Content Accessibility Guidelines* <https://www.w3.org/TR/WCAG20/> 2008年12月11日 (2019.07.27確認) インターネットに関する技術開発と標準化を行っている国際団体である World Wide Consortium が、Web アクセシビリティを確立することを目的として公表したガイドラインと達成基準等で構成されるドキュメントのこと。

(41) アダプティブテクノロジーとは、コンピュータによる障がい者支援技術のこと。具体的には、ホームページに自動的にルビを振る、文字拡大、配色変更、音声読上げなどを行う。

(42) 例えば、日本ではサピエ図書館 <https://www.sapie.or.jp/sapie.shtml> (2019.09.04確認) があり、点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベースを有している。資料によっては貸出依頼を出し、コンテンツをダウンロードできる。あるいは、京都ライトハウス <http://www.kyoto-lighthouse.or.jp/> (2019.09.04確認) では、点字、録音図書の製作や個人依頼の点訳・音訳に取り組み、全国に先駆けて生活に密着した「読み書きサービス」を1990年から常設している。

児童図書館での技術

図書館司書の技術は、子どもやヤングアダルトのデジタルリテラシースキルの育成に役立つ。児童図書館は、読書や学習の必要性を援助することができる新しい技術を利用するのに適しているだろう。テクノロジーは、ほとんどの子どもたちにとって興奮、娯楽、そして楽しさを意味する。図書館は、子どもたちが技術や資源を利用し、情報を入力し、情報を批判的に評価する方法を学ぶことができる場所であるべきである。親と保護者、そして教育者は、子どもの能力を伸ばすためのテクノロジーの選択方法と安全な使用方法、および図書館が提供するテクノロジーの使用方法についてのガイダンスを提供されるべきである。子どもやヤングアダルト向けの電子資料を理解し、適切な識字プログラムを実施するためには、研究が必要だろう。

図書館員は、安全な場所としての図書館の役割を推進し、子どもやヤングアダルト、両親、保護者がオンラインを安全に使用できるように支援するための手引きを提供する必要がある。図書館職員は、デジタルメディアの利用を促進するための知識と技能を持たなくてはならない。

児童青少年委員会作成の「ソーシャルメディア、子ども、ヤングアダルトの図書館に関する声明—安全性、プライバシー、オンライン行動」*Statement on Social Media, Children and Young Adults@the Library-Safety, Privacy and Online Behavior*⁽⁴³⁾の手引を読んでほしい。

デジタルリテラシー⁽⁴⁴⁾のプログラムや講習は、例えばフェイクニュース、ネットいじめ、虐待、ヘイトキャンペーンといった出来事についての教育を援助することができる。

児童図書館は、図書館の大人と同じように優先的にIT施設を備えるべきである。OPAC、マルチメディアの端末、インターネット接続端末、タブレット、各種ソフトウェア（図書館での使用、貸出用）を提供する必要がある。図書館は、高速インターネットが利用できる地域での重要拠点となっている。図書館員は、それぞれの国で適切とされる子どものインターネットへのアクセスに関して法的側面を考慮する必要がある。

コンピュータ、あるいは他の電子的機器や無料で利用できるインターネットへのアクセスは、これらを自宅に持っていない人々にとって大きな格差を埋めるのに役立つ。子

(43) The Children and Young Adult Section. *Statement on Social Media, Children and Young Adults@the Library-Safety, Privacy and Online Behavior* ソーシャルメディア、子ども、ヤングアダルトの図書館に関する声明—安全性、プライバシー、オンライン行動 https://www.ifla.org/files/assets/libraries-for-children-and-ya/publications/social_media_children_and_young_adults.pdf (2019.07.27確認)

(44) デジタルリテラシーとは、インターネットなどのデジタル機器やアプリについて知識を持ち、それらの情報源から必要な情報を探し、読み取り、理解する能力のことである。

子どもが自宅でインターネットにアクセスできない場合は、子どもたちの持っている機器にダウンロードできるか、あるいはあらかじめ保存されている機器を貸出すことができる。可能であれば、スマートフォンやすでに入力してあって利用可能になっているタブレットといった人気のある機器に、ダウンロード可能な資料を互換可能にしておく必要がある。これらの機器は、より高価な専門技術の必要性を減らし、また障がいを持つ子どもたちが平等にアクセスできるようにすることができる。「制作」する技術を持つ図書館（例えば3Dプリンター）⁽⁴⁵⁾では、それを利用できるようなプログラム資料を作成することもできる。

パートD 集会行事の企画と地域社会への広報活動

効果的な集会行事の企画と地域社会へのアウトリーチサービスは、地域社会の人口と多様性を考えなくてはならない。これには地域の人口構成を理解することが必要である。児童図書館員は、地域社会において特定のサービスの必要性やプログラム、そして財源を活かし、地域社会と交流する必要がある。そして、その地域の人々の声に耳を傾けることで、地域社会全体に力を注ぐことになる。図書館員が利用者に耳を傾け、よく観察し、必要に合ったサービスを計画することが重要である。

公共図書館は、子どもたちに読むことを経験させ、本や他のメディアを知ってもらうという大きな責任を負っている。児童図書館は、子どもたちが本を読む楽しさを経験する機会を与え、新しいことを知る喜びを発見し、想像する機会を作る。子どもとその両親や保護者は、図書館を最大限に活用し、印刷物やデジタル媒体の使い方を習得する方法について支援を受けるべきである。児童図書館員は、読者の発展を促す。それは、積極的に読書の楽しさを知ってもらい、子どもたちが読書の経験を共有する機会をつくる、ということである。児童図書館は、読み聞かせや図書館のサービスや資料に関する活動など、あらゆる能力を持つ子どもたちに、特別な行事を提供する必要がある。

また、読書クラブ、個別指導、ネット上の情報といったような活動を作り出すために、子どもたちやヤングアダルトを巻き込むことによって参加させる⁽⁴⁶⁾ことも重要である。

活動やプログラムには、以下のものがある。

(45) 米国などの公共図書館などでは3Dプリンターを設置し、児童や若者の創作意欲を実現化するためのツールとしている。Maker Space 参照。

(46) 参加型の図書館行事は、例えば広島県立図書館「図書部!!」がある。ビブリオトル、読書会、本の紹介ポップ作成などを行っている。

http://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/?page_id=585 (2019.09.04確認)

- ・図書館のオリエンテーションプログラム
- ・情報リテラシーと家族の識字活動
- ・読書促進と読者の育成
- ・貸出サービス
- ・読書クラブ
- ・文化プログラム
- ・宿題クラブ⁽⁴⁷⁾
- ・作家の訪問やストーリーテリングのイベント
- ・LGBTQ +プログラム、例えばドラッグクイーン⁽⁴⁸⁾によるストーリーテリングや多くの国の人を聞くといったもの
- ・赤ちゃんと幼児のための童謡の時間
- ・工作教室
- ・コーディングクラブやイベント⁽⁴⁹⁾
- ・メーカースペースアクティビティ⁽⁵⁰⁾
- ・劇の創作
- ・音楽や劇のイベント

図書館は、地域社会への働きかけをする際には、障がいのある子どもや移民、難民、スティグマ⁽⁵¹⁾を負った子どもなど、すべての地域社会の人々にサービスを提供するよう
にすべきである。

そのために、図書館は、図書館で利用可能な蔵書やサービスについて障がい者団体に
知らせ、アウトリーチやプログラム開発につなげる必要がある。児童図書館員は、失読

(47) 貧困家庭の子どもや外国人家庭の子どもが対象とされる。例えば日本でも親などが日本語がわからず宿題の面倒がみられない子ども向けに必要となりつつある活動である。

(48) ドラッグクイーンとは、女装した男性、または男性が女性の姿で行うパフォーマンスの一種。特に、派手な衣装や化粧などのショー的な要素を含む扮装をしたホモセクシュアルの男性を指すことが多い。ここでは、LGBTQ +特にゲイの存在を社会に知ってもらうために、その話を聞くことを指す。

(49) コーディングクラブやイベントとは、例えば、実際にプログラミング言語を書いてみるという図書館活動行事である。

(50) メーカースペースアクティビティとは、例えば、ミシンや3Dプリンタなどを設置し、実際に作る作業を行う。子どもたちの創造力を培うために行い、将来、職業選択の一つになることを考え設置している。Maker Space 参照。

(51) スティグマとは、社会的疎外要因のために屈辱感や劣等感のこを持つことをいう。例えば、病気、障がい者、LGBT、貧困、人種、民族、宗教など。

症や自閉症などの学習障がいのある子どもを最初に発見し、そのため教育者の手助けをすることができる。利用案内は、図書館のウェブサイトなどに掲載する。利用者の子どもが障がいを持っているかどうかは、必ずしも明らかではないので、すべてのプログラムと活動は全体を見通す必要がある。

パートE 場としての設計と歓迎される場所の創造

児童図書館は、公立図書館内に適切な場所を持つ必要がある。建物は、地域社会のすべての年齢層が図書館を利用するため、図書館全体の中で十分な広さを必要とする。理想的には、子ども向けサービスとして、図書館の建物内に独自の場所が必要である。子ども用スペースは、図書館の他の部分とは区別されるべきである。

現在、そして将来のことを考え、児童図書館ではスペースを適切に設計する必要がある。それは、資料、スタッフ、そして財源と同じく、図書館スタッフによって管理されなければならない資源である。

さまざまな年齢層のニーズを満たすことに加えて、スペースはさまざまな種類の活動に合わせて管理する必要がある。たとえば社会的にその空間を利用する家族や10代のグループやストーリーテリング、赤ちゃんや幼児の童謡の時間、宿題クラブ、作家によるプレゼンテーションなど、より大きなイベントに活用する。

図書館は、特定の年齢層のサービスと施設を提供することによって、子どもとヤングアダルトにとって魅力的な場所となる。このためにはまず、心地よい物理的空間ということがあげられる。すべての年齢の子どもたちにとって、図書館が魅力的で、挑戦的で、誰にもおびやかされない場所にするべきである。

児童図書館は、出会い、遊び、そして交流する場である。様々な考えがあることを知り、安全で協力的であり、常に迎え入れられる空間であるべきなのである。

居心地の良い雰囲気と優れたデザインにより、子どもたちは図書館のすべての資料を利用して、図書館で読書をし続けるようになるだろう。

言語や文学に表現されることは、「本」と「読む」ということで始まっている。だからこそ子どもたちが本と時間を過ごし、物語を聴くことができるスペースが必要なのである。

児童図書館には、施設の大きさやデザインに関する一般的な基準は存在しない。児童図書館施設を計画する際には、以下のことを考慮に入れるべきである。

- ・可能であれば1階の中央の場所
- ・利用者の年齢層に適したデザイン
- ・特別なサービスの必要のある人も含め、すべての図書館利用者に適した設計

- ・本、新聞、雑誌、印刷物以外の資料や保管場所、読書スペース、コンピューターワークステーション、展示スペース、図書館職員が仕事をするための十分なスペース
- ・さまざまな活動を可能にする柔軟性。この場所は、音楽、演劇、物語の時間、自主学習、デジタルリテラシースキルの開発のためのワークステーションなど、幅広い活動のために使用および再配置できるようにする必要がある。
- ・サインと、どこになにがあるか見つけやすいこと
- ・授乳や赤ちゃんの着替えなど、子育てのためのスペース
- ・家族向けの男女共用のトイレ
- ・年齢層による騒音対策
- ・適切かつ十分な光、自然光および人工光
- ・年間を通して良好な労働条件を確保するための適切な室温（例：冷房、暖房）
- ・スペースおよび調度品は子どもの安全規則の基準に従っていること

年齢層の範囲

子どもたちは同じような集団ではない。様々な技術や生まれ持ったの才能、要求がそれぞれ異なっている。それは年齢や、文化的、社会的、経済的背景が違っているからである。そのためスペースをどう作るか、そして設備の配置を考える際、考えなければならない。

児童図書館は、赤ちゃんからヤングアダルトまで、幅広い年齢層や能力をカバーしているため、スペースのデザインや家具はそれぞれの必要性に合わせて選択する必要がある。

子どもとヤングアダルトのための図書館スペースの設計には、専門家の知識と技術が必要である。最も重要なのは、行動学と情報の必要性に関する知識である。すべての子どもたちの発達段階を踏まえ、魅力的な空間にすることは難しい課題である。

図書館サービスに対する子どもたちの望み、欲望、期待は、人生経験と社会的、教育的そして文化的影響から来ている。

子どもたちが成長し、より自立して社会化に関心を持つようになるにつれて、その課題は図書館にある端末を使用して勉強をすることであったり、人と交わることであったり、読書体験を楽しんだり、という図書館といった心地よい空間を提供することである。

家具および備品

児童図書館では、居心地の良い空間を提供することが重要であり、快適さも重要である。図書館におかれている家具や設備は頻繁に使われるので、図書館の設定のための家具と設備は過剰な使用に耐えるほど十分頑丈でなければならない。

図書館は、過酷な使用に耐え、簡単に修理できる設備や家具にすべきである。10代の

若者にとっては、ソファ、コーヒーテーブル、ビーズクッションなどの快適な家具やその他のカジュアルな家具が最も魅力的である。

図書館の書架は魅力的であるべきである。棚は異なる大きさの図書が置かれるのを前提とし、子どもたちにとって図書が利用しやすいように低くする必要がある。ただし、書架の高さが異なると、一部の子どもと大人には簡単に届くようになるが、他の子どもは簡単に届かなくなる。所蔵している図書と表示に対する動的なアプローチ⁽⁵²⁾は、これを克服するための最良の方法である。

空間内のさまざまな場所で見たり到達したりできるものを定期的に変更すると、選択肢が広がり、すべての人が本を選択できるようになる。できるだけ多くの低い棚を維持することで、本や他の資料をすべての図書館利用者が利用できるようになる。

照明

照明は、図書館の場所や外観を良くしたり、自然光と内部照明の両方の技術を取り入れることになる。ほとんどの読者は自然光で読むのを好む。そして勉強の場所として、より熟考できる場所の雰囲気を作り出すために異なる照明の水準が必要である。さまざまな雰囲気の照明は、10代の若者向けにデザインされた分野で人気がある。

サインと動線の発見

児童図書館のサインは、利用者とコミュニケーションをとるために重要である。地域社会の言語で親しみやすい言葉を使った標識は、誰もがより歓迎されているように感じさせる。

ピクトグラムのような視覚的およびテキスト的なポインタを利用可能なものにするサインは、強力なデザイン機能であるべきである。マカトンのサイン⁽⁵³⁾（記号を使ってコミュニケーション、言語、識字能力を教える言語プログラム）は、すべての子どもと家族に図書へのフルアクセスを提供するのに役立つ。

(52) 動的なアプローチとは、普段と異なる発想で、どのように所蔵している本を管理・展示するのかということ。

(53) マカトンのサインとは、ことばや精神の発達に遅れのある人が対話するために考え出されたコミュニケーション方法。手の動きによるサインと発声を同時に用いるのが特徴で、イギリスで考案された。日本マカトン協会によれば、世界の40か国で使用されており、理解言語にくらべて表出言語に問題のある場合には特に効果的としている。

日本マカトン協会 <http://makaton.jp/index.html> (2019.07.27確認)

図書館の場へのアクセスの容易性

ユニバーサルデザインアプローチ⁽⁵⁴⁾を使用して、施設はすべての人に利用可能であるべきである。

健康と安全

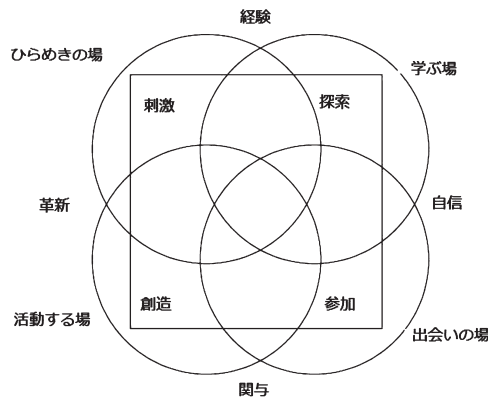
児童図書館は安全な場所でなければならず、職員は健康と安全に関する現地の法律を知っておくべきである。

利用者との協議

図書館の空間をデザインする際に、子どもやヤングアダルトを巻き込む新しい図書館の開発と計画に利用者が参加することが重要である。革新的な図書館員は、図書館スペースを創造するためのアイデアを相談したり聞いたりすることによって、子どもやヤングアダルトを巻き込むべきである。

公共図書館のためのデンマークモデルプログラム—革新的なデザインと優れた実践の例として

デンマークの図書館情報学の研究者⁽⁵⁵⁾、Dorte Skot-Hansen、Henrik Jochumsen、Casper Hvenegaard Hansen は、公共図書館を受動的な蔵書ベースのスペースから、より活発な経験とインスピレーションのためのスペース、そして地域拠点へと変換するモデルを紹介した。



(54) ユニバーサルデザインアプローチとは、誰もが利用しやすいように考えたデザインをはじめから取り入れるアプローチをさす。

(55) Henrik Jochumsen, Dorte Skot-Hansen, Casper Hvenegaard 共著 *A new model for the public library in the knowledge and experience society* (University of Copenhagen: 2010) https://curis.ku.dk/ws/files/173562136/A_new_model_for_the_public_library.pdf (2019.07.27確認)

このモデルは、4つの異なり重なり合う「スペース」で構成されている。ひらめきの場、学ぶ場、出会いの場、および活動する場である。これら4つのスペースの全体的な目的は、将来的に公共図書館にとって、次の4つの目標をサポートすることである。

- ・経験
- ・関与
- ・自信
- ・革新

4つのスペースは、物理的な意味では具体的な「場」としてではなく、むしろ物理的な図書館とサイバースペースの両方で実現できる可能性として見なされるべきである。

次のようにモデルを利用できる

- ・図書館を配置し、再編成し、設計し、建設するための手段として
- ・図書館を発展させる道具として。例えば、図書館以外のところとパートナーとなるための手段として
- ・図書館の計画と政策の策定に関連した運営とコミュニケーションの道具として
- ・図書館の役割を（地元の）政治家に伝えるための道具として
- ・民主社会の継続的発展における公立図書館の役割についての議論の出発点として

パートF マーケティングとプロモーション

児童図書館員は、読書や読み書きを向上させることへの影響と価値を証明するために、全国および地域の指導者であり、図書館の強力な支持者であるべきである。児童図書館員は、自分たちの地域社会に焦点を当て、子どもやヤングアダルトを図書やサービスの促進に参加させることができる。読書と読み書きをする能力は21世紀の社会において不可欠な技術であり、その価値は常に強化されなければならない。児童図書館員は、マーケティング手法を活用し、自分の図書館を使う子どもたちが何を必要としているのかを見つけ出し、それらの必要性を満たすために効果的に計画を立てることができる。

図書館はまた、そのサービスと資源を子どもたちと地域社会に広めるべきである。子どもや青少年は、興味深く価値ある図書館サービスや資料を宣伝するのを支援し、奨励することができ、ボランティア活動を奨励することもできる。

マーケティングとは、顧客のニーズを予測して満たすことである。それはまた、顧客に連絡を取り、つながりを作ることである。図書館を利用するという伝統がない、または読書文化がない場所にあるグループや個人に効果的に手を差し伸べるためには、図書館スタッフによる努力と創造性が必要になる。

児童図書館員は積極的にアウトリーチを行い、子どもたちが図書館に来るのを待っていてはいけないのである。

ターゲットにとって最も適切な方法で図書館とその資料を宣伝するための計画を立てることは、児童図書館にとって重要である。これには以下のことが含まれる。

- ・印刷媒体、電子媒体、通信媒体を積極的に利用する
- ・子ども、若者、家族とつながるソーシャルメディアの利用
- ・飾りつけや展示
- ・効果的なインテリアと外観と分かりやすい道しるべ
- ・定期刊行物および図書リストとパンフレットの作成
- ・読書と読み書きのキャンペーンと作家の訪問
- ・身体的および感覚的な障がいを持つ子どもたちが求めるものを満たすためのキャンペーンを考える
- ・ブックフェア⁽⁵⁶⁾
- ・図書館週間およびその他の団体による宣伝活動
- ・人前で話す活動とコミュニティグループとの連携

このリストは網羅的なものではなく、地域の状況に応じて他のマーケティングおよび宣伝活動は変化する。

パートG 評価と影響

評価は、図書館サービス実施に際して基本的で重要な要因であり、計画過程においての必須となる。実施戦略と計画に際して相互に行なうものであり、開始していくものである。実施していくにつれ、時間と資金を投資することが求められる。もし、適切なエビデンスが収集され分析されたなら、評価はプログラムやサービスを改善するツールとなるし、政策決定の情報提供となりうる。評価は前もって設定された目標やアウトカムに関連づけられている必要がある。もし、その地域社会の子どもたちのニーズに合致するのなら、子ども向け図書館サービスとプログラムの評価は決定する際に役立つだろう。図書館には評価過程を開始するときには、図書館の見方(ビジョン)と価値感(バリュー)とともに、すでにその使命を明示した文章があるべきである。評価計画を発展させることは有益であり、目標や研究テーマ、情報の種類や収集するエビデンスの枠組みを決めるべきである。

(56) ブックフェアとは、色々なテーマごとに本の紹介をすること。例えば、子ども自身であったり、図書館員であったり、ボランティアが行う。

利用者研究、ニーズや行動に基づく図書館研究は、図書館や情報過程のサイクルの異なる段階で行われることが可能である。最初の段階では、何が受け入れられるのかを見極めることであり、エビデンスとして何に重きをおくか、や、なぜなのかを決めることが重要である。質的な方法と数量的な方法の両方が、子ども向けプログラムやサービスの成功を決めるために使われている。

IFLA グローバル・ビジョン報告要約では、図書館には、地域社会のニーズをさらによく理解し、影響を与えるサービスを企画する機会があると述べている。図書館では、決定権をもつ人々（ステークホルダー）や地域社会が、児童サービスの価値と影響を理解していることを確かめる必要がある。

インパクト評価は、プログラムや方針に取り掛かることができるし、仲立ちにより産み出された影響について情報をもたらすことができる。このタイプの評価で焦点をあてるのは、アウトカムあるいは子どもや地域社会向けのサービスとプログラムへの効果である。図書館情報環境に関連していくつかの国際的な基準がある。「図書館のインパクト評価のための方法と手順：ISO 16439：2014」⁽⁵⁷⁾は、図書館の影響と価値を評価するための方法について図書館界に手引きを提供している。図書館インパクト評価の特性を世界規模での要求に対応するように開発されたものである。

以下は、実際に問いかける設問であり、児童向けの図書館プログラムのために評価する計画を発展させる際に考慮されるものである。

- ・何を評価されるのだろうか？
- ・どのような種類のエビデンスが必要だろうか？
- ・評価を実施するのに最適な時期はいつだろうか？
- ・プログラム実施内容を判断するために使われる基準は何であろうか？
- ・成功しているとみなされるプログラムに到達しなければならない基準におけるパフォーマンス指標は何だろうか？
- ・時期を繰り返して行う比較をするのなら、そのプロセスを複製することはどれだけ容易だろうか？
- ・入手可能なエビデンスにもとづいて正当化されるプログラムのパフォーマンスについての結論は何だろうか？
- ・この調査結果は変化を実行するためにどのように生かされるのだろうか？

⁽⁵⁷⁾ ISO 16439：2014 Methods and procedures for assessing the impact of libraries.

<https://www.iso.org/obp/ui/#iso:std:iso:16439:ed-1:v1:en> (2019.07.22. 確認)

<https://www.iso.org/standard/56756.html> (2019.07.22. 確認)

E-1608—図書館のインパクト評価のための方法と手順：ISO 16439：2014 カレントアウェアネス No.267 2014.09.25. <http://current.ndl.go.jp/e1608> (2019.07.22確認)

IFLA の「図書館と SDGs : 実際に話をきかせるためのマニュアル」 Libraries and the Sustainable Development Goals: a storytelling manual⁽⁵⁸⁾ は、図書館員や図書館を広める役割をしている人々の努力を支援するものである。このマニュアルは、地元の地域社会で影響をあたえるのと同じように、児童図書館の活動やプロジェクト、プログラムの話を相互に広める電子的な場所を提供しており、国連の SDGs⁽⁵⁹⁾ がいかに貢献しているかを示すものである。

参考文献

ALA Competencies for Librarians Serving Children in Public Libraries (2015)

Available at: <http://www.ala.org/alsc/edcareers/alscorecomps>

訳注；アメリカ図書館協会児童図書館部会による児童向け図書館サービスの指針

IFLA Access to libraries for persons with disabilities-Checklist/By Birgitta Irvall and Gyda SkatNielsen. The Hague, IFLA Headquarters, 2005. (IFLA Professional Reports: 89)

Available at: <https://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/professional-report/89.pdf>

IFLA Code of Ethics for Librarians and other Information Workers (2012)

Available at: <http://www.ifla.org/files/assets/faife/news/IFLA%20Code%20of%20Ethics%20-%20Short.pdf>

訳注；日本語訳 <https://www.ifla.org/files/assets/faife/codesofethics/japanesecodeofethicsfull.pdf> (2019.09.10.確認)

IFLA The Public library service: IFLA/UNESCO guidelines for development/ [International Federation of Library Associations and Institutions] . 2001. Ed. for the Section of Public Libraries by Philip Gill et. al. München: Saur. (IFLA publications; 97)

Available at: <http://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/archive/the-public-library-service/publ97.pdf>

訳注；日本語訳『理想の公共図書館サービスのために：IFLA/UNESCO ガイドライン』国際図書館連盟公共図書館分科会ワーキング・グループ編、山本順一訳日本図書館協会、2003. リスティー・クーンツ、バーバラ・グビン編、山本順一監訳『IFLA 公共図書館サービス ガイドライン第2版—理想の公共図書館サービスのために—』日本図書館協会、2016

IFLA Global Vision Report Summary: Top 10 Highlights and Opportunities (2018)

Available at: <https://www.ifla.org/files/assets/GVMultimedia/publications/gv-report->

(58) <https://ifla.org/files/assets/hgl/topics/libraries-development/documents/sdg-storytelling-manual.pdf> (2019.07.22.確認)

(59) United Nations (2015) transforming our world: The 2030 agenda for sustainable development.

<https://sustainabledevelopment.un.org/post2015/transformingworld> (2019.08.10確認)

IFLA Guidelines for Library Services to Children aged 0-18

summary.pdf

訳注；日本語訳 <https://www.ifla.org/files/assets/GVMultimedia/publications/gv-report-summery-ja.pdf> (2019.09.10確認)

IFLA Guidelines for Continuing Professional Development: Principles and Best Practices (2016)

Available at: <https://www.ifla.org/files/assets/cpdwl/guidelines/ifla-guidelines-for-continuing-professional-development.pdf>

訳注；継続教育研修に関する事例集

IFLA Guidelines for Library Services to Persons with Dyslexia-Revised and extended 2014

Available at: https://www.ifla.org/files/assets/lsn/publications/guidelines-for-library-services-to-persons-with-dyslexia_2014.pdf

訳注；ガイドライン本文の日本語訳は公表されていないが、そのガイドラインにもとづくディスレクシア利用者に関するチェックリストの日本語訳はある。<https://www.ifla.org/files/assets/lsn/publications/dyslexia-guidelines-checklist-ja.pdf> (2019.09.18.確認)

IFLA Libraries and the Sustainable Development Goals: A Storytelling Manual (2018)

Available at: <https://www.ifla.org/files/assets/hq/topics/libraries-development/documents/sdg-storytelling-manual.pdf>

未邦訳

IFLA School Library Guidelines (2015)

Available at: <https://www.ifla.org/files/assets/school-libraries-resource-centers/publications/ifla-school-library-guidelines.pdf>

未邦訳

IFLA Statement on Social Media, Children and Young Adults@the Library -Safety, Privacy and Online Behavior (2015)

Available at: https://www.ifla.org/files/assets/libraries-for-children-and-ya/publications/social_media_children_and_young_adults.pdf

未邦訳

IFLA The World Through Picture Books (2015)「絵本で知る世界の国々ー IFLA からのおくりもの」

Available at: <https://www.ifla.org/node/6718>

International Standard (ISO) 16439 2014 *Information and Documentation: Methods and Procedures for Assessing the Impact of Libraries*. London: British Standards Institution

Available at: <https://www.iso.org/standard/56756.html>

United Nations (2015) Transforming our world: The 2030 agenda for sustainable development.

Available at: <https://sustainabledevelopment.un.org/post2015/transformingourworld>

国際連合広報センター訳 https://www.unic.or.jp/act_yakuivities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/ (2019.09.18. 確認)

United Nations Convention on the Rights of the Child

Available at: https://downloads.unicef.org.uk/wp-content/uploads/2010/05/UNCRC_united_nations_convention_on_the_rights_of_the_child.pdf?_ga=2.85656529.912118185.1528787806-357630985.1527926324

外務省訳「児童の権利に関する条約」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>
(2019.09.18. 確認)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/> (2019.09.18. 確認)

ユニセフ訳「子どもの権利に関する条約」https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html
(2019.09.18. 確認)

Universal Declaration of Human Rights

Available at: https://www.ohchr.org/EN/UDHR/Documents/UDHR_Translations/eng.pdf

外務省「国連人権規約」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html> (2019.09.18. 確認)

Young Adult Library Services Association (YALSA) Teen Services Competencies for Library Staff

Available at: http://www.ala.org/yalsa/sites/ala.org.yalsa/files/content/YALSA_TeenCompetencies_web_Final.pdf

未邦訳 参考：井上靖代「読書」と変革するヤングアダルト・サービス（アメリカの図書館は、いま。(92) みんなの図書館 494号 (2018年6月) p.40-49 にガイドラインについて説明している。

(ぬまじり なおみ。

やまぎわ ふみこ。

いのうえ やすよ。

2019年9月20日受理)